

中小企業退職金共済法施行規則の改正について

中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号。以下「中退則」という。）を改正し、一般の中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という。）においては退職届の提出時に、特定業種退職金共済制度（以下「特退共」という。）においては退職金共済手帳発行及び更新時に、被共済者の住所把握を徹底することとし、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が被共済者に対して、直接、退職金の請求勧奨及び手帳更新の注意喚起を確実に出来るようにするもの。

改正の内容は以下のとおり。

- ① 中退共における退職届の記載事項に被共済者の住所を追加（中退則第72条第1項）

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退法」という。）第37条において、共済契約者は、被共済者が退職したときは、その旨を機構に届け出なければならないこととされており、中退則第72条第1項において、退職届に記載すべき事項が定められている。同項に、退職届に記載すべき事項として、被共済者の「住所」を追加する。

- ② 特退共における手帳交付申請書の記載事項に被共済者の住所を追加（中退則第102条第1項）

中退法第48条第1項において、機構は、共済契約者からの請求に対して退職金共済手帳を交付しなければならないこととされている。

この請求（被共済者の新規加入時及び手帳更新時）に際しては、中退則第102条第1項において、退職金共済手帳交付申請書を機構に提出すること及び、その記載事項が定められている。同項に、申請書に記載すべき事項として、被共済者の「住所」を追加する。

施行期日

平成25年1月1日